

ミツヒロニュース



残暑厳しい日が続きます。
これからの時代、単に利益追
求を目的とするのではなく、
いかに地域社会に貢献するか
を考えることが必要です。

目まぐるしい法律改正に対
応するため最新情報を収集し提供すること
も、そのための一つと捉えています。私
達は、お客様を健全な発展に導くアドバ
イザーとして、広島でお客様に喜んで
もらえる企業を目指します。 光廣 昌史

今月のトピックス

- 社会保障・税の番号
制度は導入なる
か?!
- 相続税調査事績にお
ける調査事例
- あとがき
音に遊ぶ
ノウェアゴナウィン!

社会保障・税の番号制度は導入なるか?!

共通番号制度導入に向けた動きが活発化してきています。政府は社会保障制度と税共通の番号制度に関する検討会を開き、導入を目指す番号制度についての素案を公表しました。年内をメドに具体案を絞り込む考えで、**来年の通常国会で関連法案の提出を視野**に入れています。これまでも何度も検討されては廃案となった制度だけに、**このまま導入されるかは未知数**ですが、今回は、検討されている概要と検討内容を紹介します。

1. 制度の仕組み

共通番号制度が導入されれば、個人が給与や報酬、料金、賞金などの各種収入をもとに納税申告する際、納税申告書にその番号を記載して税務署に提出することになります。一方、企業などの支払側は、個人にいくら支払ったかという情報をこの番号と合わせて税務署に提出します。税務署はこの**番号をもとに納税者の情報を集め、納税者の申告内容をチェック**できるようになります。

こうした照合作業は現在も行われていますが、照合のもととなる情報は住所や名前であるため、これらの情報を集めて突き合わせるには、時間もかかり精度も低くなってしまふという問題点がありました。**共通番号があれば、特定の納税者情報が瞬時に集まり、正確な所得を把握しやすくなります。**

(次ページへ続く)

2. 共通番号の利用範囲

番号制度で一元管理する対象分野は次の3案が示されています。

①「ドイツ型」

所得把握と税徴収が可能で、税分野のみに限る
より正確な所得把握と税の徴収、低所得者向けの減税や現金給付を可能にする**給付付き税額控除制度が導入できる**とされている

②「アメリカ型」

税務と社会保障の両分野で利用できる
医療保険などの**申請手続の簡素化、給付に要する期間の短縮**が可能になり、社会保障の不正受給の防止も期待される

- 1案 年金など社会保障の現金給付に利用
- 2案 現金給付に加え、医療や介護などの情報サービスにも利用

③「スウェーデン型」

税務と社会保障に加え、住民登録など幅広い行政分野で利用できる
自治体での**各種手続の簡素化・迅速化・正確性の向上**が可能。例えば、引っ越しなどの際の申請・届出の手続を一カ所で行うことが出来る

3. 制度設計

共通番号のベースとなる制度設計について、どのような番号を採用するかが問題となりますが、

- 1案 **基礎年金番号**
- 2案 **住基ネットの住民票コード**
- 3案 **住基ネットを活用した新たな番号** の3案が考えられています。

基礎年金番号は国民全員に付番されておらず、住民票コードとともにプライバシー保護の観点から課題が残ります。新たな番号は住民票コードと対応させるならば、プライバシー保護の問題を避け、投資コストも抑制できるとされています。しかし、新たな番号制度を創設するには費用がかかることなどから、既存の住民票コードを利用することが最小の費用で、確実かつ効率的な仕組みと考えられています。

4. 個人情報保護への取り組み

この番号制度が取り入れられると、国民が国家に個人情報を管理されてしまうという懸念があります。これについては、国民が自己情報へのアクセス記録を確認できる仕組みを整備し、プライバシー保護を任務とする、第三者機関を政府外に設置することを対応策としています。

また、不正行為に対しては、**ICカード導入による確実な本人確認の仕組み**などが検討されています。法令により、目的外の利用を厳密に禁止し、違反した場合には厳しい罰則を設けることも検討するようです。

相続税調査事績における調査事例

国税庁の20事務年度の相続税調査事績について、全体的に数字をみると、前年と横ばいですが、海外資産関連事案の申告漏れ課税価格については、過去最大の353億円となりました。

海外資産関連調査とは、①相続又は遺贈された財産に海外に存在する財産がある、②相続人・被相続人のいずれかが非居住者、などの場合と広範囲にわたります。

今回は、相続税調査で発覚した事例を紹介します。調査において追徴課税されることがないためにも、漏れがないよう申告して下さい。

● 海外預金等を申告から除外していた事例

会社役員であった被相続人（日本居住）は、海外預金等を保有していたことが想定されたが、相続税の申告に海外預金等は含まれていなかった。調査により、被相続人は死亡時に、海外で多額の預金、有価証券等を保有していたことが判明した。相続人は、海外にある預金等は税務当局に容易に発見されないと考え、申告から除外していた。（申告漏れ課税価格2億2,300万円、追徴税額1億1,800万円）

● 多額の現金を倉庫内に隠匿し無申告であった事例

自営業を営んでいた被相続人について相続税の申告が必要であることが想定されたが無申告であった。調査により、自宅の金庫から被相続人自筆のメモが発見され、店舗内の倉庫に段ボールに箱詰めされた多額の現金が把握された。この現金は、被相続人及び相続人が相続税の課税を回避するため、生前に財産を現金化し、隠匿していたことが判明した。（申告漏れ課税価格7億3,500万円、追徴税額2億7,200万円）

● 預貯金を解約し家族名義とし申告から除外していた事例

不動産貸付業を営んでいた被相続人の過去の収入状況から相続財産の申告漏れが想定されたため、調査が行われたところ、被相続人が数年前に死亡した配偶者から相続により取得した多額の預貯金等が全て解約されていたことを把握した。これらの預貯金は、被相続人の指示により相続人が解約し、他の金融機関の家族名義口座に入金していたことが判明した。相続人は、家族名義であることから税務当局には容易に発見されないと考え、申告から除外していた。（申告漏れ課税価格2億3,100万円、追徴税額1億2,400万円）

● 家族名義の保護預り割引金融債等を申告から除外していた事例

会社役員であった被相続人の相続財産の申告漏れが想定されたため調査を実施した結果、被相続人は生前に債権発行銀行で取引を行っており、多額の割引金融債の一部を家族名義で保護預りとし、残りを償還していた。償還金は家族名義の保険契約の保険料に充てていたほか、自宅金庫内に現金で保管していたことが判明した（申告漏れ課税価格 3 億 7,700 万円、追徴税額 1 億 5,300 万円）

参考文献

税のしるべ 2937号 「社会保障・税の番号制度」3～4年の導入目指す
税務通信 No.3121 共通番号制度で3案を中間報告 近くパブコメへ 他
国税庁HP「平成20事務年度における相続税調査実績」 他

あとがき

下田です。これから涼しくなり、何をするにも良い季節を迎えますね。

弊社では、季節に一度クラシックコンサートを開催しています。なぜ、

税理士事務所がクラシックコンサートを？と疑問をお持ちの方もいらっしゃるかもしれませんね。

私達は税務・会計の専門家として地域社会に根差した会計事務所を目指しています。専門分野の支援

業務として各種セミナーを開催していますが、何かとストレスが多い現在、私達が関わるお客様や地元地域が、一層、活気溢れた場になる為には、まずはこの地で暮らし働いている人達に元気でいてもらうことが必要ではないか。

ということで「音楽を通して明日への活力を得て頂きたい」という思いを持って始めました。音楽に関しては専門外のことなので、色々な方のご協力を得て、助けて頂きながら運営をしています。以前の私は、クラシック音楽は敷居が高そう！という先入観しか持っておらず、関心もありませんでしたが、仕事といえど携わるうちに、音の中に身を置いて自分が感じるままに楽しめばそれで充分。何の拘りも必要ないんだな～と思うようになり、今回はどんな音楽に出会えるだろうかと楽しみにになりました。少し前にピアノの演奏を聴く機会があったのですが、最初の音が響いたとたん涙が溢れて演奏が終わるまで止まらず、自分でも涙の理由が分からなくて戸惑ったことがありました。感動を超え魂に響くというのは、このようなことで、これこそが音楽の持つ底知れない力と魅力ではないかと思えます。弊社の秋のコンサートを9/15(水)に開催します。ほんのひととき日常生活から離れ、音楽を通して心を自由に遊ばせてみませんか？きっと新たな発見があると思えますよ。ぜひ一度いらしてくださいね！



森川です。久しぶりに行ってきました！カープ観戦。現在、カープはちょっと元気になってきたかなという状況…選手も、調子が良くなってきて、今後が少し楽しみという感じですが、行った頃はファンには非常に悩ましい状況でした。お願い、勝って！！と祈るような気持ちで見っていました。

今回はコカ・コーラシートから観戦しました。今シーズンのチケット発売開始の頃に早々と取得したチケットです。この日を楽しみに待った分、大興奮！2階席ではあるのですが、グラウンドが遮るものなく見えて、とても気持ちの良い席でした。うるさい応援で隣の人を邪魔することもなかったのがよかったです。

一緒に観戦したのは、とっても嬉しいことに、川崎から遊びに来たカープファンの親友とその旦那様でした。彼女は横浜出身横浜育ちでカープが大好きではない（5年以上前から東出ステキ！と言っていました）というありがたい存在。今シーズンは東京ドーム、神宮でもカープを応援してくれたそうです。彼女と私は、友情に加えてカープ愛で繋がっています。当日、全身カープに身を包んでいた彼女はステキすぎ。キラキラしていました。その日の先発は「マエケン」。いつも負けられないプレッシャーの中戦うマエケンは本当に素晴らしい選手だなと思います。その日は残念ながら試合中にまめがつぶれて、マウンドを早くに降りてしまいました。でも、チームはマエケンをもたせたい思いで試合をしているのが分かりました。結果的には、1点差で惜敗でしたが良い試合でした。親友のために勝って欲しかったけど、彼女には今後も応援をお願いするとして。私もまた応援行こう！

【発行】 株式会社オフィスミツヒロ／光廣税務会計事務所 代表取締役・税理士 光廣 昌史

あなたの経営羅針盤
Office Mitsuhiro

株式会社オフィスミツヒロ／光廣税務会計事務所

〒730-0801 広島市中区寺町5番20号

Tel 082-294-5000 & Fax 082-294-5007

URL <http://www.office-m.co.jp>

